第２章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

男女が互いに思いやり 自分らしく ともに生きるまち 加古川

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本市では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いに思いやり　自分らしく　ともに生きるまち」を目指します。

２　策定方針

本計画は、目指すべき社会像及び最近の社会情勢を踏まえるとともに、市民意識調査や前計画の取組結果を受けて、今後６年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめるもので、かつ実効性のあるものとします。

計画における施策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、重点目標を４つに分けて体系化するとともに、各分野における成果指標を設定します。

3　重点目標と施策体系

重点目標	推進項目	取組内容
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 審議会、管理職等における女性の登用の推進 2 政治分野における女性の参画拡大 3 女性のネットワークづくりへの支援
	② 就労の場における女性の活躍	1 女性が活躍できる環境の整備 2 女性のエンパワーメントの推進 3 各種ハラスメントの防止対策の推進
2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進	③ ワーク・ライフ・バランスの実現	1 一人ひとりの働き方の見直しの推進 2 仕事と生活を両立できる職場環境の整備 3 多様な働き方への支援
	④ 仕事と家庭を両立できる環境の整備	1 男性の家庭参画の推進 2 子育て環境の充実 3 介護環境の充実
	⑤ 互いに支え合う地域づくり	1 地域活動への参加、参画の推進 2 防災活動における男女共同参画の推進 3 高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備
3 安全・安心な暮らしの実現 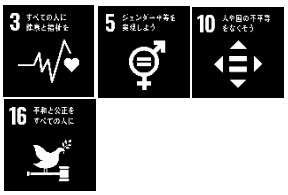	⑥ 生涯を通じた健康支援	1 命の教育、性の尊重の推進 2 心身の健康づくりへの支援
	⑦ あらゆる暴力に対する防止対策	1 女性、子ども、高齢者、障がい者等への暴力・虐待防止対策の推進 2 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進
4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑧ 意識改革を進める啓発活動の展開	1 広報、啓発の充実 2 次代を担う若年層への啓発の充実
	⑨ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 子どもへの教育の充実 2 生涯学習の充実

1　本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第３項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

2　本計画は「女性活躍推進法」第６条第２項の規定に基づく「市町村推進計画」としても位置づけ、必要な取組を重点目標の「１ あらゆる分野における女性の参画拡大」「２ 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進」において盛り込みます。

3　社会全体で取り組むべき課題との気運が高まりつつあるSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、各ゴールと本計画の重点目標との対応関係を示します。